

地対財特法の期限切れ後の同和行政の推進等についての要請への回答

1 これまでの同和行政の成果と到達点を明らかにするとともに、今日的課題について明らかにされたい。さらに「地対財特法」後の同和問題の根本的な解決に向けた貴自治体としての責務と同和行政基本方針や推進プランなど今後の方針及び計画を明確にされたい。

これまでの特別対策の実施により、住宅や道路などの生活環境を中心に、同和地区を取り巻く状況は大きく改善され、その結果、教育や啓発など、残された課題はあるものの、期限を区切って特別対策を実施してきた目的は、ほぼ達成されたと考えています。

当県は、平成10年4月に高知県人権尊重の社会づくり条例を施行し、同年7月には「人権教育のための国連10年」高知県行動計画を策定、平成12年3月には、条例に基づき、人権施策の基本方針を定めるとともに、人権に関する実態を公表しました。

今後とも、人権に関する県民の意識の把握に努めながら、こうした条例や行動計画などに基づいて、市町村や企業、県民とともに、人権が尊重される社会の実現に向けて積極的に取り組んでいきます。

また、施策の実施に当たっては、同和地区や同和関係者を取り出した対応ではなく、分野ごと、課題ごとに対応するという一般対策の考え方に基づいて取り組んでいきますので、同和地区や同和関係者のみを対象とした基本方針や推進プランを作成する考えはありません。

2 早急に部落差別の今日的な実態を全面的に明らかにする必要があるが、貴自治体としての見解を明らかにされたい。

上記1のとおり、今後、一般対策の考え方に基づいて、同和問題に取り組んでいきますので、同和地区や同和関係者のみを対象とした実態調査を行う考えはありません。

平成14年度に、人権全般について県民の意識調査を行うこととしていますので、同和問題についても、その中で実施します。

生活環境の改善や産業の振興など、それぞれの行政分野における課題やニーズの把握は、地域や人を限定しない方法で行います。

3 「地対財特法」期限切れ後も、同和問題解決のために総合調整・企画立案機能を持ったセッションおよび人権教育・同和教育を推進していくためのセッションを貴自治体内に継続発展させる或いは設置することが求められていますが、この点に関する見解を明らかにされたい。

当県は、これまでの同和問題への取り組みを踏まえ、今後は、人権行政として取り組んでいくために、昨年4月に組織体制を見直しました。

具体的には、同和対策課を人権課に統合すると同時に、同和対策本部と国連人権教育高知県推進委員会は廃止し、人権問題全体にわたって庁内の総合調整を行う組織として、新たに人権施策推進委員会を設置しました。

また、県民の意見を聞く場としては、今後は、既に設置していた人権尊重の社会づくり協議会で対応することとし、これまでの同和対策審議会は廃止しました。

こうした見直しにより、同和問題に人権施策として取り組むための組織体制が整ってきたと考えています。

4 同和問題解決に向けて、どのような一般施策を活用していくことができるのかを具体的に示していただきたい。また、一般施策の改革及び創設についての具体的な方向を示していただきたい。

一般対策は、施策の対象を同和地区や同和関係者に限定することなく、具体的な課題やニーズに応じて講じていくものですので、同和問題の解決に向けて活用できる施策は、広く捉えれば、県行政のすべての施策が当たると思います。

今後は、これまでの取り組みの反省点と成果を踏まえ、同和問題を、人権をめぐる重要な課題の一つと捉えて、教育や啓発に積極的に取り組むとともに、その他の施策については、地域や人を区別せずに、事業の必要性に応じて所要の施策を講じていきます。

5 部落差別撤廃・人権条例を制定し、計画を策定されたい。

上記1のとおり、現在、高知県人権尊重の社会づくり条例や「人権教育のための国連10年」高知県行動計画、人権施策基本方針に基づき、市町村、企業、県民とともに、人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んでいます。

今後も、県民の人権意識の把握に努めながら、教育や啓発などに積極的に取り組んでいきます。

6 「人権教育・啓発推進法」をうけた貴自治体としての「基本計画」策定などの取り組みを明らかにされたい。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律は、国に対して基本計画の策定を義務づけています。

同法では、地方公共団体の基本計画については、規定されていませんが、当県は、国に先行して、高知県人権尊重の社会づくり条例を制定するとともに、「人権教育のための国連10年」高知県行動計画を策定し、さらには条例に基づき、今後の当県の人権施策推進の基本となる「高知県人権施策基本方針」を策定しています。

現在、これら条例や行動計画、基本方針をもとに、県をあげて、真に人権が尊重される社会の実現のために積極的に取り組んでいます。